

大阪市告示第1473号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和6年11月5日（火）	午前9時から 午後9時まで
	令和6年11月11日（月）	
	令和6年11月18日（月）	
	令和6年11月25日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地庭球場	令和6年11月5日（火）	午前9時から 午後10時まで
	令和6年11月8日（金）	
	令和6年11月12日（火）	
	令和6年11月15日（金）	
	令和6年11月19日（火）	
	令和6年11月22日（金）	
	令和6年11月26日（火）	
	令和6年11月29日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）